

令和5年門審第4号

裁 決

漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官高橋寿則出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和3年10月31日06時40分

鹿児島県枕崎港南方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

モーターボートB

船 籍 港	鹿児島県枕崎市	
総 ト ン 数	19トン	
登 録 長	19.12メートル	4.08メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	電気点火機関
出 力	33キロワット	
漁船法馬力数	190	

3 事実の経過

Aは、船体後部に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪を、右舷側に機関遠隔操縦レバーを、左舷側にレーダー、GPSプロッター及び魚群探知機をそれぞれ装備した、中型まき網漁業に運搬船として従事するFRP製漁船で、a受審人ほか3人が乗り組み、操業の目的で、船首0.7メートル船尾2.0メートルの喫水をもって、令和3年10月30日17時00分枕崎港を僚船4隻とともに発し、同港南東方沖合10海里の漁場に向かった。

a受審人は、19時00分目的の漁場に到着し、僚船による魚群探索によって枕崎港南南西方沖合10海里の漁場に移動した後、操業で漁獲したさば及びあじ18トンを積み込み、翌31日05時50分同漁場を発進して帰途に就いた。

a受審人は、単独で当直に就き、3海里レンジのコースアップ表示としたレーダー及びGPSプロッターをそれぞれ作動させ、舵輪後方に立った姿勢で操縦に当たり、05時52分枕崎港沖防波堤東灯台（以下「沖防波堤灯台」という。）から204度（真方位、以下同じ。）7.9海里の地点で、針路を024度に定めて自動操舵とし、9.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a受審人は、06時25分枕崎港南南西方沖合3海里に差し掛かったとき、同港に近づいたのでレーダーを1.5海里レンジに切り替え、

06時37分沖防波堤灯台から203度1.1海里の地点に達したとき、正船首830メートルのところにBを視認することができ、船首を南方に向けてほとんど移動しない様子から漂泊していることが分かり、その後同船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、レーダー画面を一見して船舶の映像を認めなかったことから、航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a受審人は、Bを避けないまま続航し、06時40分沖防波堤灯台から202度1,240メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力で、その左舷船首部がBの船首部に前方から24度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力1の北風が吹き、潮候は下げ潮の中央期に当たり、視界は良好であった。

また、Bは、和船型のFRP製モーターボートで、b受審人が1人で乗り組み、有効な音響による信号を行うことができる手段として救命胴衣の笛を備え、釣りの目的で、船首0.2メートル船尾0.6メートルの喫水をもって、同日06時10分枕崎港の係留地を発し、同港南方沖合1海里の釣り場に向かった。

b受審人は、06時25分衝突地点付近に到着し、船首を南方に向け、機関を停止して漂泊を開始し、船体中央付近の両舷に渡した板に腰を掛け、船尾方を向いて釣りの準備を始めた。

b受審人は、船尾右舷側から竿を出して釣り糸を海中に投入し、続いて船尾左舷側の釣りの仕掛けの準備を行っていたところ、06時37分衝突地点で、船首が180度を向いていたとき、右舷船首24度830メートルのところにAを視認することができ、その後同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、

航行中の他船が漂泊中の自船を避けるものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、b受審人は、Aに対して避航を促す音響信号を行うことも、更に接近しても、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続け、06時40分少し前船首方から聞こえた機関音で至近に同船を認め、機関を始動して移動しようとしたものの、間に合わず、Bは、船首が180度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、左舷船首部に擦過傷を生じ、Bは、船首部に破損を生じた。

(航法の適用)

本件は、枕崎港南方沖合において、航行中のAと漂泊中のBとが衝突したものである。

衝突地点は、特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないことから、一般法である海上衝突予防法を適用することとなるが、同法には、航行中の船舶と漂泊中の船舶との関係について規定した条文がないので、本件は、同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、枕崎港南方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、漂泊中のBを避けなかったことによつて発生したが、Bが、見張り不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a受審人は、枕崎港南方沖合において、枕崎港に向けて航行する場合、周囲の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義

務があった。しかるに、同人は、レーダー画面を一見して船舶の映像を認めなかったことから、航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂泊中のBに気付かず、同船を避けずそのまま進行して衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b受審人は、枕崎港南方沖合において、釣りをを行うため漂泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、航行中の他船が漂泊中の自船を避けるものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近するAに気付かず、同船に対して避航を促す音響信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続けて衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年7月12日

門司地方海難審判所

審判官 上 田 容 之